平成２１年（フ）第５５３５号
大阪市福島区玉川２―11―42　アイランド福島204、住民票上の住所大阪市福島区海老江６丁目６番９―403号
債務者　奥　　恭子（旧姓為房）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３７号
大阪市東淀川区小松５丁目６番４―101号
債務者　早川　敏彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６号
兵庫県西脇市高田井町508番地の10
債務者　石井　公人
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８２号
長崎県諫早市馬渡町９番地61
債務者　塩田　和海
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
長崎県大村市東三城町12番地10、前住所愛媛県今治市馬越町１丁目２番23号
債務者　山陸かおり
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
長崎県諫早市高来町黒崎109番地
債務者　坂口由希子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
長崎県大村市木場２丁目451番地７
債務者　松竹　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
長崎県大村市木場２丁目451番地７
債務者　松竹　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
長崎県大村市松並２丁目1131番地49
債務者　川﨑　達男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
長崎県大村市松並２丁目1131番地49
債務者　川﨑　尚子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
長崎県諫早市目代町923番地203、前住所長崎県諫早市福田町1611番地284
債務者　原口　義信
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
長崎県諫早市高来町町名196番地２
債務者　東川みすえ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
長崎県大村市古賀島町133番地２古賀島アパートＢ棟303号、前住所長崎県大村市古賀島町300番地２古賀島宿舎Ｂ棟303号
債務者　前川　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
長崎県大村市富の原１丁目1252番地１
債務者　江嶋スミヱ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
長崎県諫早市多良見町舟津1436番地５
債務者　馬場　洋輔
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
長崎県大村市富の原２丁目555番地メゾンド富の原Ｂ―201、前住所長崎県大村市宮小路２丁目1321番地２
債務者　松尾恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
鹿児島県南九州市川辺町上山田392番地
債務者　本田　道秀
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４６号
鹿児島県指宿市十二町472番地
債務者　中倉　敬子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部